

一般社団法人日本障害者カヌー協会
医科学委員会運営規程

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会(以下「本会」という)の医科学委員会(以下「当委員会」という。)の運営について定める。当委員会、本会定款第40条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法などはこの規程の定めるところによる。

(目的)

第2条

この規程は協会内の健康と安全及び医科学に関する強化を目的として設置する当委員会の運営に関する基本事項を定めるものである。カヌー競技に関連するあらゆる事案について、当協会に登録する強化スタッフ及びアスリートの意見を取りまとめ、当協会の意思決定機関である理事会に報告とともに、各種スタッフやアスリートの育成並びにカヌースポーツ及びパラスポーツの普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条

当委員会は次の事業に関して審議し、理事会の承認を経てこれを実施する。

- (1) 選手強化事業の医科学分野の企画、運営に関すること。
- (2) 選手に対する医科学分野に関する事項の指導をすること。
- (3) 選手強化事業の医科学分野に係わる情報収集に関すること。
- (4) カヌースポーツ及びパラスポーツにおける医科学分野の普及と発展に関すること。
- (5) その他、日本障害者カヌー協会の目的達成に必要なこと。

(協議事項)

第4条

当委員会は、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により第3条の事業内容以外に次の各事項について協議し、医科学委員、その事項に関係するものの意見を形成し、理事会に報告する。

- (1) アンチドーピングの教育や啓発に関すること
- (2) クラス分けに教育に関すること
- (3) 医科学分野の研究や推進環境の改善や整備に関すること
- (4) パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること

- (5) 医科学サポート環境の整備・改善に関すること
- (6) スタッフや選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (7) カヌーの社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (8) 協会主催事業に協力しカヌーの普及発展に寄与すること
- (9) J P C各種専門委員会との協力・連携に関すること
- (10) その他、理事会から依頼されたカヌースポーツに関すること

(委員の選出)

第5条

- (1) 委員長は委員の互選により選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- (2) 委員は、理事会の承認を経て会長が任命する。

(構成)

第6条

委員会の構成は、次のとおりとする。

- 委員長 1名
- 副委員長 1~2名
- 委員

(委員長・副委員長の職務)

第7条

- (1) 委員長はこの委員会を代表し、当委員会の事業を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその職務を代行する。

(委員の資格)

第8条

当委員会の委員の資格は次のとおりとする。

- (1) 医師、栄養士、理学療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師その他これらに準ずる資格を有すること
- (2) スポーツ情報・科学関係を中心とした強化に必要な知識と経験を有すること
- (3) 本会一般会員でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること
- (4) 本会に関する活動に際して懲戒処分その他の不利益処分を受けたことがないこと
- (5) 礼節を尊重し社会的規範を守り、会員の模範になる行動ができること
- (6) 委員会に出席し、公正な立場で意見を述べるができること
- (7) 理事会の方針に従い、健康と安全及び医科学に関する強化に努めることを誓約す

ること

- (8) 日本代表チームの一員としてチームビルディングに努め行動できること

(任期)

第9条

- (1) 委員長、副委員長、委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の会議開催)

第10条

- (1) 会議たる委員会（以下、単に「委員会」という。）は、四半期ごとに1回以上開催するものとし、委員長が招集する。委員は必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。
- (2) 会長、副会長、理事及び事務局長は、会議に出席し意見を述べることができる。

(議長と委員会運営)

第11条

- (1) 委員会は委員長がその議長の任を行うものとする。
- (2) 委員会を開催する際は、その委員会の議事録を作成し理事会に提出することとする。

(決議)

第12条

- (1) 委員会は、委員長、副委員長が出席し、かつ委員の過半数が出席しなければならない。
- (2) 議案は、議決権の過半数の賛成をもって決議されることとする。
- (3) 決議された内容は理事会に提出し、理事会によって最終決議され承認される。

(活動計画等)

第13条

- (1) 委員長は、年間の活動計画を担当者に策定を指示するものとし、11月末までに作成し理事会に提出する。承認された後、その計画より予算を事務担当者が策定する。年間活動計画事業の実施及び予算については、理事会の承認を得なければならない。

- (2) 当委員会の各事業活動の詳細（予算含む）は、事業を実施する前に医科学委員会によって議論した上で決定する。事業実施期間中に変更がある際には予算の範囲内で変更することとする。
- (3) 委員会の活動により旅費が生じた場合には、当協会旅費規程に準ずる。

（事務局）

第14条

委員会の事務は事務局が行う。

附則

- (1) この規程の改廃は、理事会の決議による。
- (2) この規程は 2021 年 12 月 1 日より施行する。
- (3) 改訂 2022 年 3 月 16 日